平成２５年（フ）第５５号
岡山市中区浜３丁目５番37号　コーポ浜東207
債務者　村田　　光
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時20分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
岡山市中区国富４丁目２番70―８号　ヴィラ国富Ⅱ102号室
債務者　塩見　幸久
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９３４号
東京都荒川区荒川４丁目15―１―103
債務者　高橋　昭範
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９３５号
東京都東久留米市ひばりが丘団地８―５―304
債務者　木村　明香（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４１号
東京都葛飾区東立石２丁目17―５―202
債務者　青山　和夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４２号
東京都葛飾区東立石２丁目17―５―202
債務者　武田　桂子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１５号
東京都目黒区洗足１丁目13―１―101
債務者　勝部千津子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１６号
埼玉県吉川市吉川団地２―11―203
債務者　石川　　侔
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１７号
東京都台東区清川２丁目37―４　ホテルびわこ
債務者　小田　　登
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０２１号
東京都板橋区高島平１丁目59―10―206
債務者　土谷　　浩
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３３号
埼玉県入間市高倉１丁目９―11
債務者　金子　栄一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３６号
東京都大田区北嶺町１―12―202
債務者　柴田　真実
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３８号
東京都杉並区井草１丁目16―３―208
債務者　長井　勝行
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４１号
東京都練馬区高野台１丁目17―９―303
債務者　石井　康夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４３号
神奈川県横浜市旭区若葉台４丁目４―503
債務者　田中　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部